

質問及び回答

令和4年1月31日公表資料

No.	質問	回答
1	<p>当組合と組合員である魚沼市に本店のある設計事務所と設計共同企業体を組んで参加することが可能かどうか伺います。 また、当組合が参加した場合において、他の組合員が参加できますでしょうか。</p>	<p>貴組合が魚沼市内に本店のある設計事務所と設計共同企業体を構成する際、当該市内設計事務所が貴組合の構成員として登録されている場合は、本市内設計事務所が重複参加となることから、参加することはできません。 また、貴組合が参加した場合における他の組合員の参加については、3 参加資格(1)⑩の規定により、参加することはできません。</p>
2	<p>様式集につきまして、ワードなり、エクセルなりの書き込み可能なデータ形式にてご提供頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>魚沼市生涯学習センター(仮称)建設設計等業務公募型プロポーザル実施要領P4 8 実施要領等の配布に記載のとおり、様式のWord等データを希望する場合は、事務局までメールにて連絡をお願いします。</p>
3	<p>設計事務所の受賞実績、管理技術者・建築意匠主任技術者の経歴等に記載する主な受賞実績は、実績要件(1500㎡以上の新築による公共施設)を満たさない建物での受賞実績でも宜しいでしょうか。</p>	<p>様式第4号から様式第6号までに記載する主な受賞実績については、1,500㎡以上の新築による公共施設における受賞実績を記載してください。</p>
4	<p>一次審査において、参加表明者が5者に満たさない場合、失格者を除き、全社が二次審査(技術提案書提出)へ進めると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>一次審査において、参加表明者が5者に満たない場合において、参加表明者が参加資格及び参加条件を満たしていれば、お見込みのとおりとなります。</p>
5	<p>設計共同企業体の参加要件にある、「ただし、上記(1)②および③については、共同企業体を構成する一者以上が要件を満たしていれば可とする」とは、JVを構成する企業の一者以上がそれぞれ②、③の要件を満たしていれば良く、同一の企業が②及び③の要件を満たしている必要はない、という理解で良いでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
6	<p>協力事務所の参加条件に、『ア 協力事務所が「2参加資格(1)①から⑩まで」の要件を満たしていること』とありますが、協力事務所の営業所本店は魚沼市に所在する必要はなく、またJVとする必要もない、という理解で良いでしょうか。</p>	<p>3 参加条件⑤アの記載について、誤植がありましたので、以下のとおり訂正いたします。 協力事務所が「2 参加資格(1)④から⑩まで」の要件を満たしていること。</p>
7	<p>技術職員、資格欄には協力事務所の職員数も記載するものと考えて良いでしょうか。また、その場合協力事務所の職員数は括弧書きで示す形で良いでしょうか。</p>	<p>様式第2号の3. 技術職員、資格には、単体企業で参加する場合には、当該企業に所属する人数を記載し、設計共同体として参加する場合には、共同体を構成する企業に所属する人数を記載してください。 協力事務所を加える場合、協力事務所の職員は様式第1 1号において記載してください。</p>
8	<p>設計共同企業体として参加する場合、共同企業体の名称について規程はありますか。</p>	<p>設計共同企業体の名称に関する規定は設けておりません。</p>
9	<p>参加表明書に添付する協定書は写しでよろしいでしょうか。</p>	<p>写しの添付で構いません。</p>
10	<p>設計共同企業体として参加する場合、一級建築士事務所登録番号は、共同企業体代表構成員の番号のみでしょうか。あるいは、全構成員の番号が必要でしょうか。</p>	<p>設計共同企業体として参加する場合、様式第2号の2. 一級建築士事務所登録番号は、代表構成員の一級建築士事務所登録番号を記載してください。</p>
11	<p>設計共同企業体として参加する場合、業務実績として記載すべき内容は、代表構成員の実績のみでしょうか。あるいは、全構成員の実績を併記してもよろしいでしょうか。</p>	<p>設計共同企業体として参加する場合、様式第3号に記載する業務実績は、構成員の実績を含めて良いものとします。</p>

No.	質 問	回 答
12	<p>設計協同組合(官公需適格組合)を含めた共同企業体で参加する場合、設計事務所の受賞実績は、参加する設計事務所が携わった建物の実績のみが対象となるのでしょうか。あるいは、組合全体での実績が対象でしょうか。</p>	<p>貴設計協同組合が受託者として携わった建物の実績及び共同企業体を構成する貴設計協同組合とその他の設計事務所が受託者として携わった建物の実績を対象とします。ただし、貴設計協同組合の構成員である個々の設計事務所の実績は対象としません。</p>
13	<p>設計協同組合(官公需適格組合)を含めた共同企業体で参加する場合、各技術者の業務実績及び受賞実績は、参加する各技術者が携わった建物の実績のみが対象となるのでしょうか。あるいは、個々に所属する事務所での実績が対象でしょうか。</p>	<p>様式第5号及び第6号の各技術者の業務実績及び受賞実績と様式第7号から9号までの各技術者の業務実績は、事務所での実績ではなく、配置予定の技術者の実績又は受賞実績について記載してください。</p>